

今別町
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月
今別町

はじめに

近年の急速に進展する人口減少や少子高齢化は、地域の経済活動や日常生活に大きな影を落としており、地域社会を取り巻く生活環境は大きく変化しています。

こうした中で、障がい者支援に対するニーズも近年の障がい者の高齢化や障がいの重度化が進むことなどもあり、多様化・複雑化しております。



令和4年（2022年）には、障がいのある人への地域生活や就労の支援の強化により、障がいのある人の希望する生活を実現するために障害者総合支援法の改正が行われました。

障がいのある人が希望する生活を実現するためには地域共生社会の構築をすすめ、安心して暮らし続けることができる地域づくりが必要になります。

今別町におきましても、地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人もない人も、お互いの個性と人格を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたりまして貴重なご意見・ご提言をいただきました住民の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました今別町地域自立支援協議会委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

今別町長 阿部 義治

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景.....	3
2 近年の法制度の動き.....	4
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の対象とする障がい者の範囲.....	7
5 計画の期間.....	7
6 計画策定の体制.....	7
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	8
8 「障がい」等の表記について.....	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	11
1 人口の状況.....	11
2 各種障がい者手帳の所持状況.....	12
3 身体障がい者の状況.....	13
4 知的障がい者の状況.....	16
5 精神障がい者の状況.....	18
6 障がい支援区分の認定者数の推移.....	20
第3章 障がい福祉計画	23
1 成果目標.....	23
2 障がい福祉サービス等の推進.....	27
3 地域生活支援事業.....	38
第4章 障がい児福祉計画	45
1 成果目標.....	45
2 障がい児通所サービス等の推進.....	46
第5章 計画の推進に向けて	51
1 計画の推進体制.....	51
2 人材の確保・質の向上.....	51
3 計画の進行管理.....	52
資 料 編	55
1 今別町障害者自立支援条例.....	55
2 今別町地域自立支援協議会設置要綱.....	58
3 今別町地域活動支援センター機能強化事業実施要綱.....	59
4 今別町地域自立支援協議会委員名簿.....	61

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

今別町では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和2年3月に「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障がい福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、今別町の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

①(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年5月制定、令和6年4月施行)

障がい者を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、同年8月施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月制定、令和6年4月施行)

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

(令和3年6月制定、9月施行)

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的として制定された。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、今別町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障がい児福祉計画」は、「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(3)他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「今別町総合計画」ほか関連する諸計画との整合性を図っています。

4 計画の対象とする障がい者の範囲

本計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条の定義のとおりです。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち 18 歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって 18 歳以上である者
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 計画の期間

市町村障がい福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等にあわせて柔軟な期間設定が可能となっています。

本町では上記を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画			第 8 期障がい福祉計画		
第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画			第 4 期障がい児福祉計画		

6 計画策定の体制

(1)行政内部における検討

今別町町民福祉課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2)福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、住民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識・意向などを把握することを目的に、今別町在住の「身体障がい者手帳」「愛護手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」の所持者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

8 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

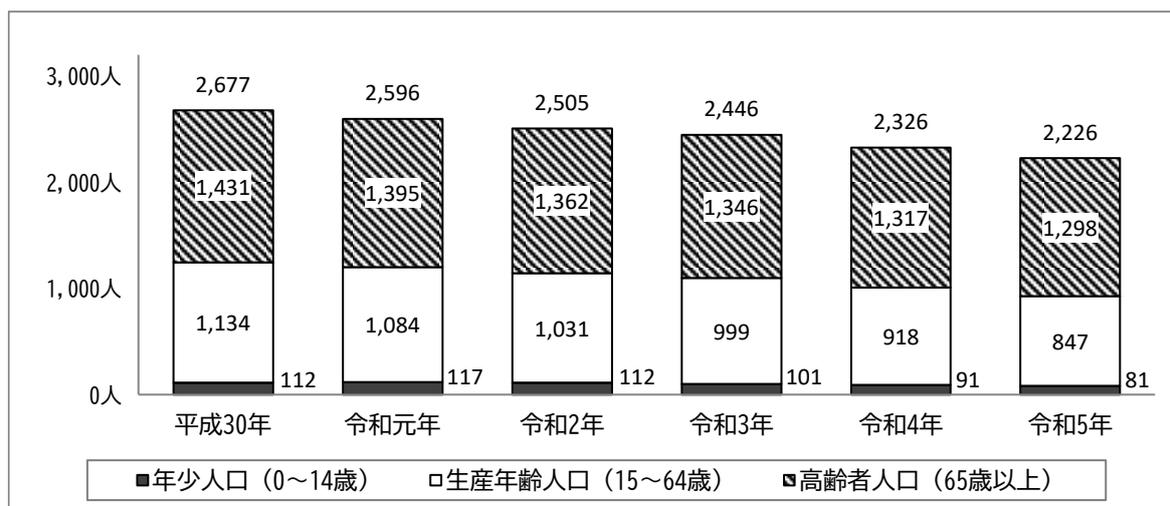
今別町の総人口は、平成30年の2,677人から令和5年の2,226人と減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口でも、全ての年齢区分で減少しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	112	117	112	101	91	81
生産年齢人口（15～64歳）	1,134	1,084	1,031	999	918	847
高齢者人口（65歳以上）	1,431	1,395	1,362	1,346	1,317	1,298
総人口	2,677	2,596	2,505	2,446	2,326	2,226



各年10月1日現在

2 各種障がい者手帳の所持状況

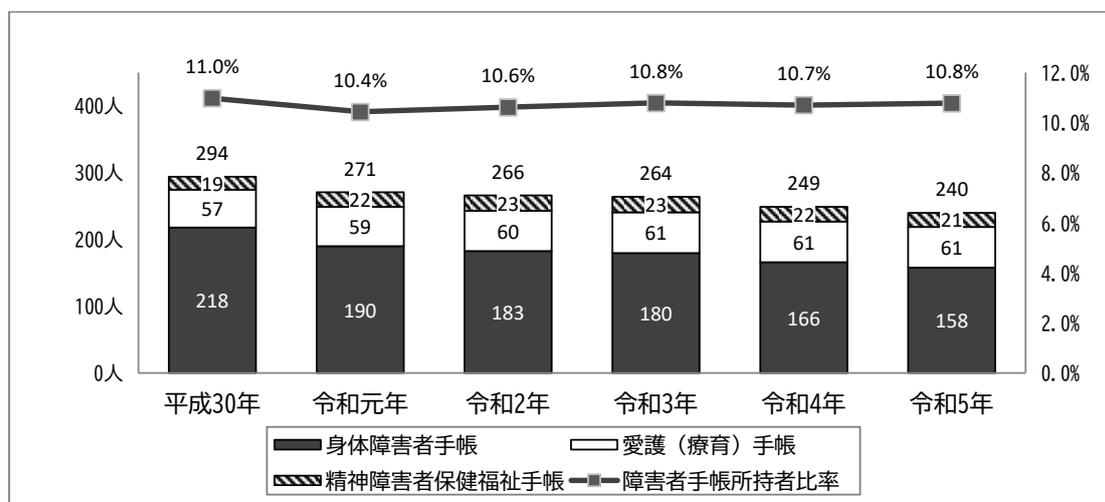
障がい者手帳所持者は、平成30年の294人から令和5年の240人と減少傾向で推移しています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、令和元年以降ほぼ横ばいで推移しています。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	218	190	183	180	166	158
愛護（療育）手帳	57	59	60	61	61	61
精神障害者保健福祉手帳	19	22	23	23	22	21
障害者手帳所持者数	294	271	266	264	249	240
障害者手帳所持者比率	11.0%	10.4%	10.6%	10.8%	10.7%	10.8%



各年10月1日現在

3 身体障がい者の状況

(1)年代別身体障害者手帳の所持者数

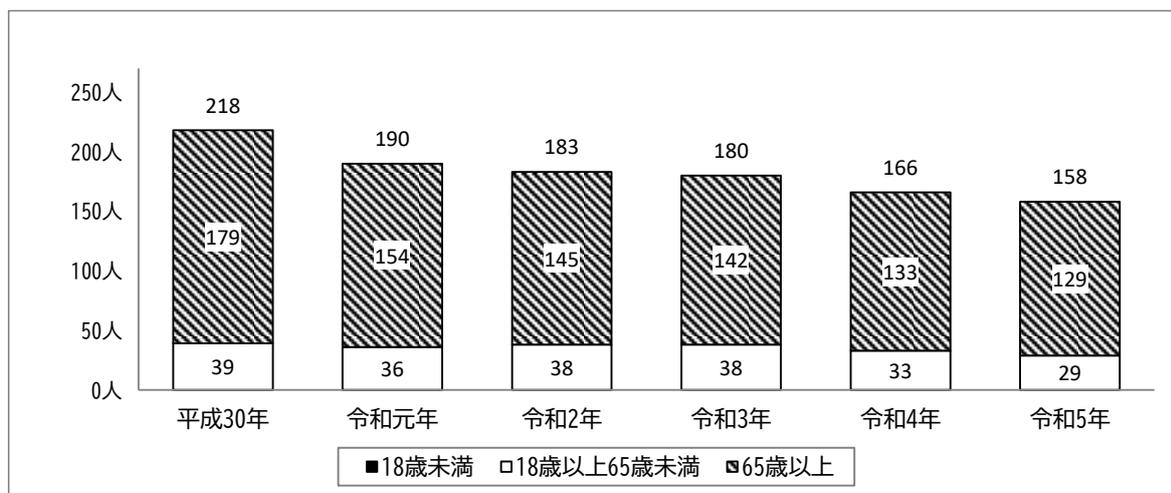
身体障害者手帳所持者は、平成30年の218人から令和5年の158人まで減少傾向で推移しています。

年代別の所持者数をみると、「18歳以上65歳未満」、「65歳以上」とともに減少傾向で推移しています。なお、18歳未満の身体障がい者手帳所持者はみられません。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18歳以上65歳未満	39	36	38	38	33	29
65歳以上	179	154	145	142	133	129
合 計	218	190	183	180	166	158



各年10月1日現在

(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

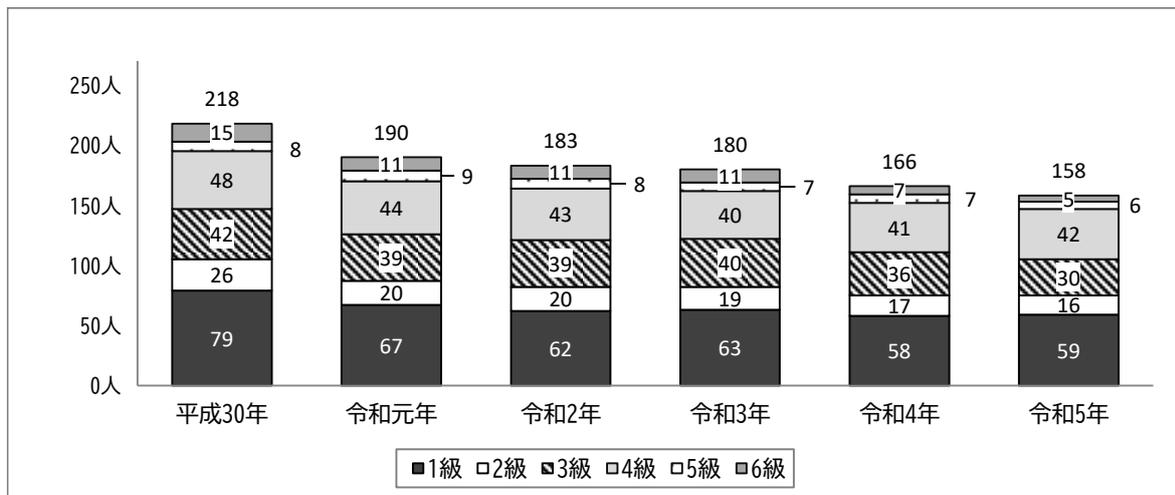
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「1級」が59人で最も多く、次いで「4級」の42人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	79	67	62	63	58	59
2級	26	20	20	19	17	16
3級	42	39	39	40	36	30
4級	48	44	43	40	41	42
5級	8	9	8	7	7	6
6級	15	11	11	11	7	5
合 計	218	190	183	180	166	158



各年10月1日現在

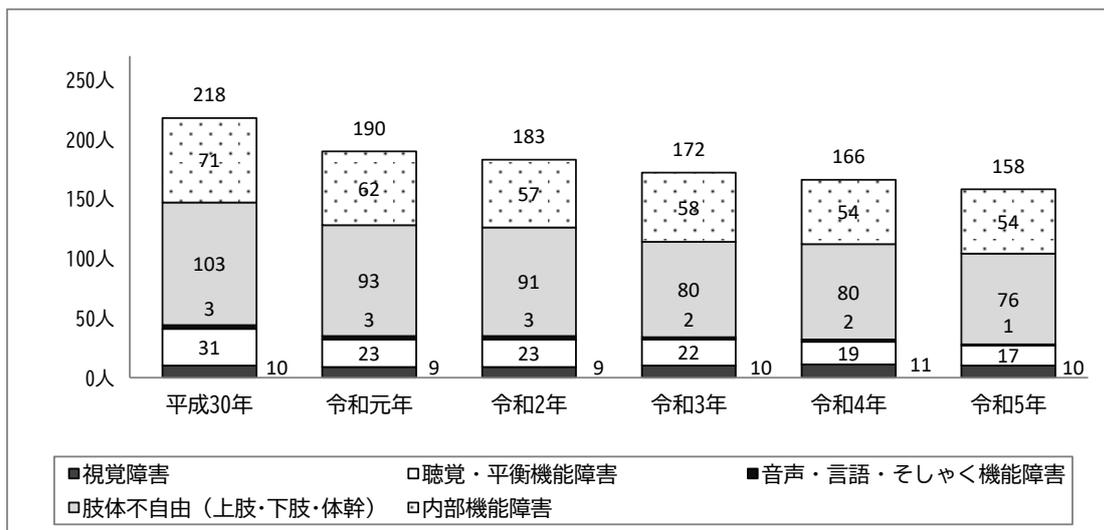
(3)障がい種類別身体障害者手帳の所持者数

障がい種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和5年では「肢体不自由(上・下・体幹)」が76人で最も多く、次いで「内部機能障害」の54人となっています。

障がい種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	10	9	9	10	11	10
聴覚・平衡機能障害	31	23	23	22	19	17
音声・言語・そしゃく機能障害	3	3	3	2	2	1
肢体不自由(上・下・体幹)	103	93	91	80	80	76
内部機能障害	71	62	57	58	54	54
合 計	218	190	183	172	166	158



各年10月1日現在

4 知的障がい者の状況

(1)年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

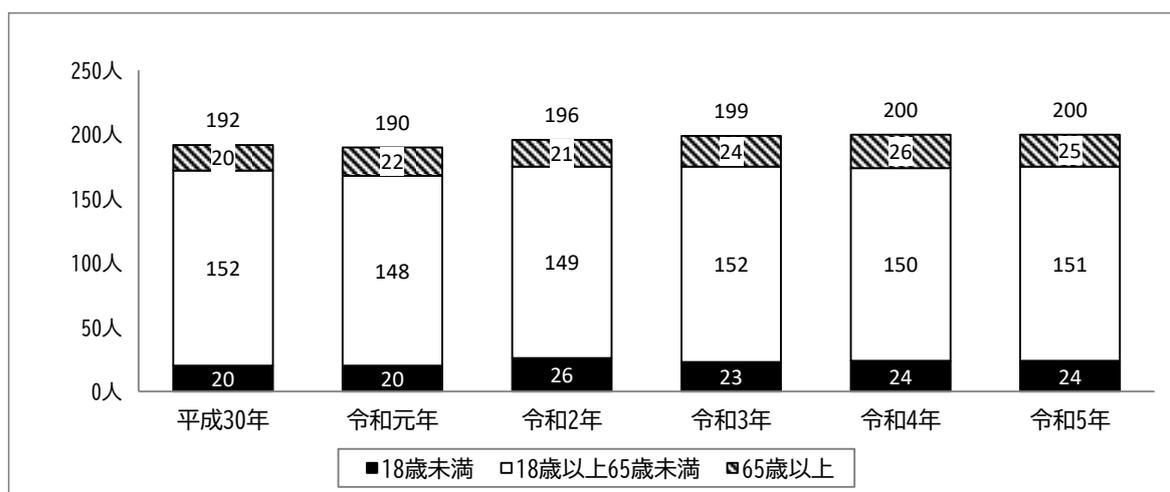
愛護(療育)手帳の所持者は、平成30年の57人から令和3年の61人まで増加傾向で推移していましたが、その後横ばいで推移しています。

年代別の所持者数をみると、「18歳未満」、「65歳以上」が増減しながらやや増加傾向、「18歳以上65歳未満」がほぼ横ばいで推移しています。

年代別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	1	1	3	2	2	2
18歳以上65歳未満	43	43	41	44	44	42
65歳以上	13	15	16	15	15	17
合 計	57	59	60	61	61	61



各年10月1日現在

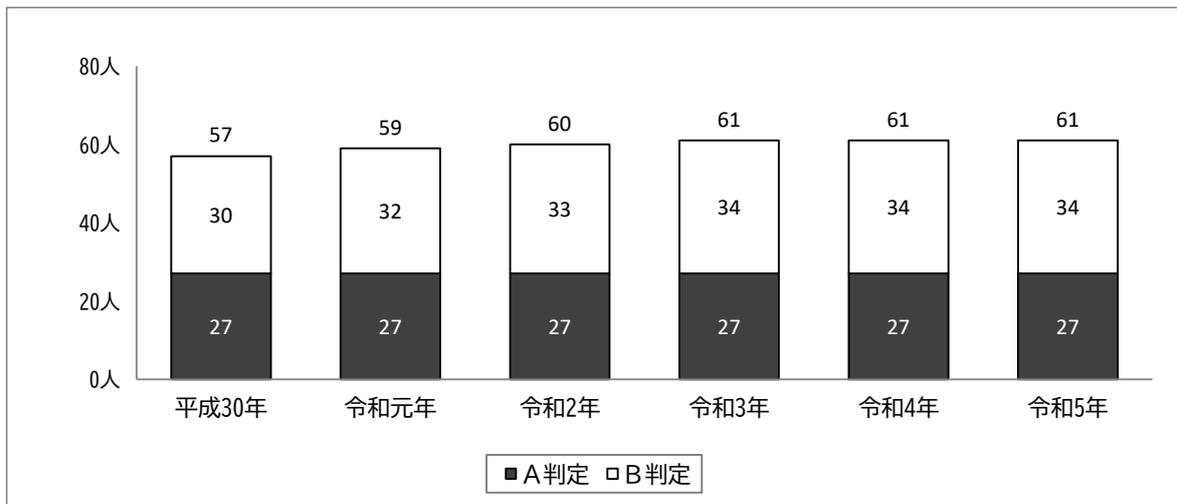
(2)障がい程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

障がい程度別愛護(療育)手帳所持者数をみると、令和5年ではA判定27人、B判定34人となっています。

障がい程度別愛護(療育)手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定(重度)	27	27	27	27	27	27
B判定(中・軽度)	30	32	33	34	34	34
合 計	57	59	60	61	61	61



各年10月1日現在

5 精神障がい者の状況

(1)年代別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

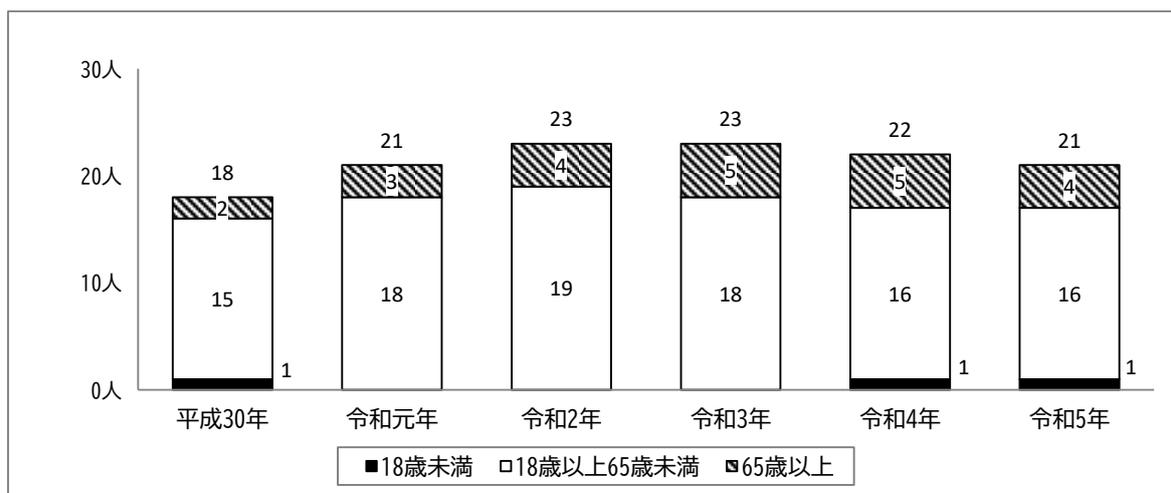
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年の18人から令和2年の23人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少傾向に転じ令和5年には21人となっています。

年代別の所持者では、令和5年では、「18歳以上65歳未満」が最も多く16人、次いで、「65歳以上」4人、「18歳未満」1人となっています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	1	0	0	0	1	1
18歳以上65歳未満	15	18	19	18	16	16
65歳以上	2	3	4	5	5	4
合 計	18	21	23	23	22	21



各年10月1日現在

(2)等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

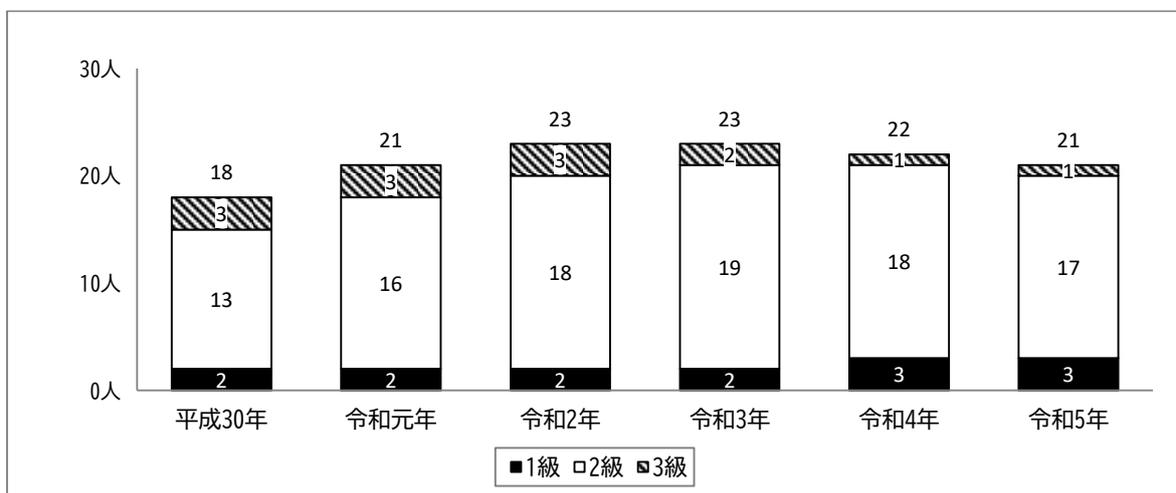
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年では、「1級」3人、「2級」17人、「3級」1人となっています。

(等級は、重い順に「1級」「2級」「3級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	2	2	2	2	3	3
2級	13	16	18	19	18	17
3級	3	3	3	2	1	1
合 計	18	21	23	23	22	21



各年10月1日現在

6 障がい支援区分の認定者数の推移

障がい支援区分の認定者数は、平成30年の41人から年ごとにばらつきがみられ、令和5年では43人となっています。

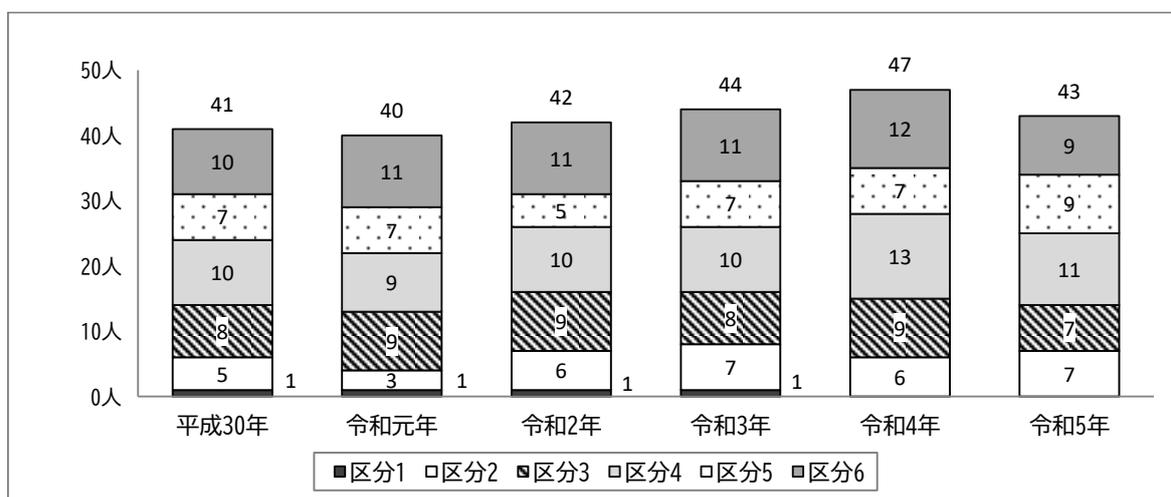
区分別の認定者数をみると、令和5年では「区分4」が11人で最も多く、次いで「区分5」、「区分6」の9人となっています。

(区分は、必要とする支援の度合いが高い順に6から1までとなっています。)

障がい支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	1	1	1	1	0	0
区分2	5	3	6	7	6	7
区分3	8	9	9	8	9	7
区分4	10	9	10	10	13	11
区分5	7	7	5	7	7	9
区分6	10	11	11	11	12	9
合 計	41	40	42	44	47	43



各年3月31日現在

第3章 障がい福祉計画

第3章 障がい福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ②令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本町における成果目標】

- ①令和4年度末時点の人数から5%削減することを目標とします。
- ②令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	21人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	2人	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
	9.5%	
【目標】地域生活移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者から地域生活への移行見込み人数
	9.5%	
【見込み】施設入所者	19人	令和8年度末時点の施設入所者数

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本町における成果目標】

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	10	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	1

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本町における成果目標】

- ①地域生活支援拠点の設置に関しては、令和8年度末までに共同設置を目指します。
- ②強度行動障がい者を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	箇所	0	0	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	0	0	1

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。

【本町における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の 1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	0人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	1人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	該当者なし	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	該当者なし	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	0人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	0人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	1人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

③就労定着支援事業に関しては、令和3年度の利用者がいないことと、今後の利用者の見込みもないことから、第7期における目標値は設定しません。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援事業	該当者なし	令和3年度就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業	該当者なし	令和8年度就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	—	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本町における成果目標】

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

基幹相談支援センターの設置に関しては、令和8年度末までに共同設置を目指します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	無	無	有

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本町における成果目標】

障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ町職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、地域自立支援協議会のサービス等利用計画部会と審査結果内容の情報共有等、今後の連携について検討を行います。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1)訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	日/月	45	43	49
	人/月	5	5	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	49	49	49
	人/月	6	6	6

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

⑤重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2)日中活動系サービス

地域生活を送るうえで希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、主として昼間に入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日/月	595	564	502
	人/月	26	25	23

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	502	502	502
	人/月	23	23	23

②自立訓練

②-1自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

②-2 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性・配慮事項などに応じて、障がい者本人が雇用や福祉・医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	1	1	1

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	11	21	21
	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	21	21	21
	人/月	1	1	1

⑤-2 就労継続支援(B型)

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	64	58	43
	人/月	3	3	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	43	43	43
	人/月	2	2	2

⑥就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業等への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	0	0

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人/月	2	1	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	2	2	2

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所(福祉型)	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(3)居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

①共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人/月	0	5	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	6	6	6

②施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人/月	20	19	18

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	18	18	18

③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力・生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0

(4)相談支援事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

①計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人/月	21	12	8

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	10	10	10

②地域相談支援(地域移行支援)

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人/月	0	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	1	1

③地域相談支援(地域定着支援)

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

町実施のイベント等はありませんが、青森県や各種専門機関からの研修案内やイベント開催の周知を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。意向があった際には、積極的に活動への支援を行います。

③ 相談支援事業

③-1 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無

③-3住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	実利用者数	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴・食事・移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0
排泄管理支援用具	件数	24	24	24
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	1	1	1

⑨移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	60	60	60
	延利用時間数	3,172	3,172	3,172

⑩地域活動支援センター(機能強化)事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	10	10	10

⑪訪問入浴サービス事業

移送に耐えられず自宅や生活介護事業等で入浴ができない身体障がい者の自宅を訪問し、浴槽車両等で入浴サービスを提供します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1

第4章 障がい児福祉計画

第4章 障がい児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本町における成果目標】

- ①児童発達支援センターの整備に関しては、事業所・人員の不足により第3期計画中の設置は困難であることから、必要に応じて青森市の事業所を利用します。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築するとともに、保育・教育と連携し包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を検討していきます。
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	回数	3	3	3
コーディネーターの配置人数	人数	1	1	1

2 障がい児通所サービス等の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「今別町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日/月	8	3	8
	人/月	2	1	3

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	8	8	8
	人/月	3	3	3

(2) 医療型児童発達支援

障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(3)放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	0	0	4
	人/月	0	0	2

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	6	6	6
	人/月	3	3	3

(4)保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	9	0	0
	人/月	1	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	3	3	3
	人/月	1	1	1

(5)居宅訪問型児童発達支援

障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(6)障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい児相談支援	人/月	1	1	2

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/月	2	2	2

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るために、庁内の各部署(福祉、保健、医療、教育等)、障がい者団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、医療機関などがそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

計画の推進にあたり、本町のみでの実施が難しい事業については、県及び近隣市町村、町外障がい福祉サービス事業所等と連携しつつ計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、今別町地域自立支援協議会を開催し、情報の共有や課題の整理及び具体策の協議などを実施します。

そして、障がい者やその家族及び障がい者団体、障がい福祉サービス事業所との情報交換や協力を求めながら計画の推進を図ります。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

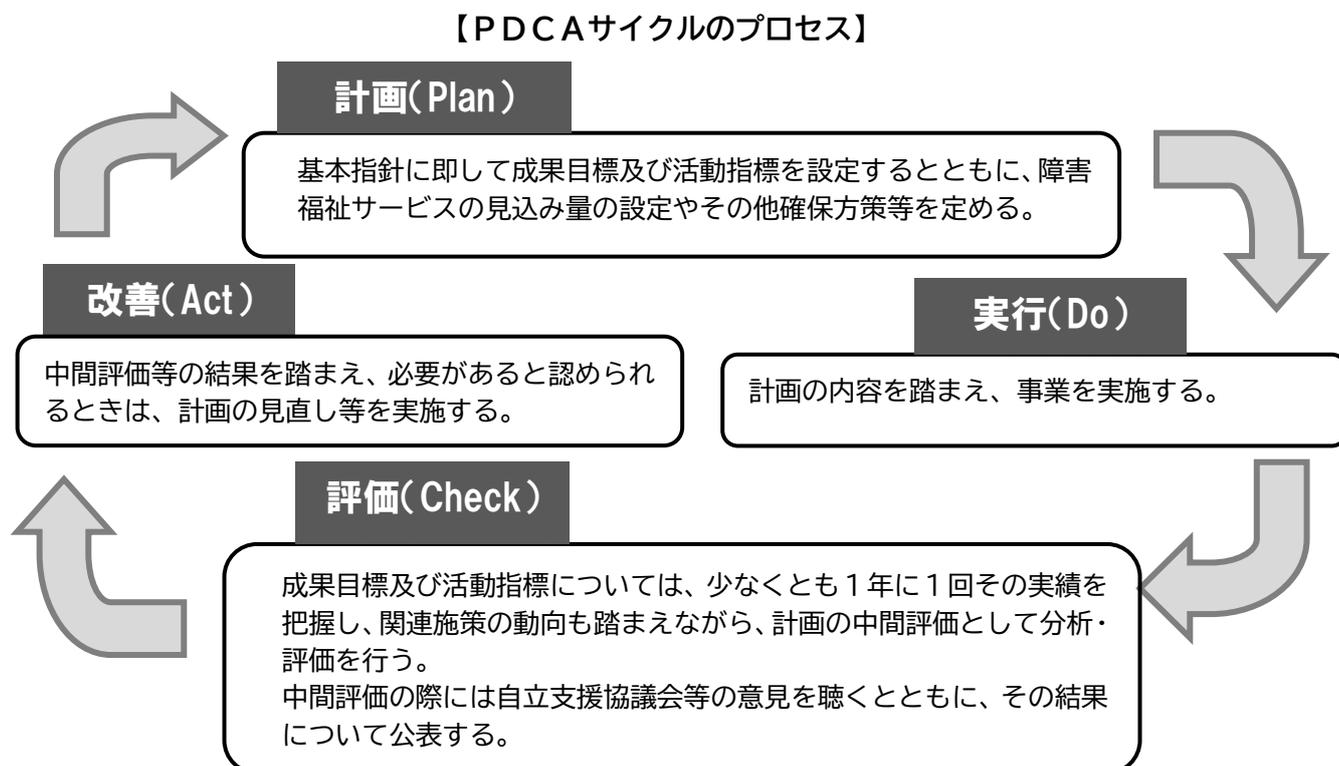
障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

自立支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方にに基づき本計画の円滑な運用を図ります。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACT)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

資料編

1 今別町障害者自立支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条第一項及び第五項の規定に基づき、地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域生活支援事業)

第2条 町は、法第七十七条第五項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業

2 町は、法第七十七条第五項の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(対象者)

第3条 地域生活支援事業を利用できる者は、町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「身障者法」という。）第四条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 身障者法第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と町長が判断した者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

2 前項に規定するもののほか、法第十九条第三項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内にある者で、前項各号のいずれかに該当する者は、地域生活支援事業を利用することができる。

3 第一項及び第二項に規定するもののほか、他の市町村の区域内に居住地がある者で町長が特に認めた者は、第二条第一項第五号に規定する地域活動支援センター事業を利用することができる。

4 前項の規定を除き、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業を利用することができない。

(利用の申請及び決定)

第4条 地域生活支援事業の利用については、規則で定める申請によらなければならない。

2 町長は、前項の申請について、地域生活支援事業の種類ごとに当該申請のあった年度の範囲において、地域生活支援事業の量を定め、利用又は給付の決定（以下「利用決定」という。）を行うものとする。

(利用の変更)

第5条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、現に受けている地域生活支援事業の種類、サービスの量その他規則で定める事項を変更する必要があるときは、町長に対し、当該利用決定の変更の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。

(利用の取消し)

第6条 町長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が地域生活支援事業を受ける必要がなくなったと町長が認める場合
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認める場合（住所地特例地が町内であるときを除く。）
- (3) その他町長が別に定める場合

(利用の契約)

第7条 利用者又はその保護者は、地域活動支援センター事業（町が自ら又は委託によりサービスを提供する場合に限る。）を利用しようとするときは、町又は委託サービス事業者と契約を締結するものとする。

(地域生活支援給付)

第8条 町長は、第二条第一項第三号及び第四号（町が独自に行う車両輸送型移動支援を除く。）の事業について、利用者が当該利用決定に基づく地域生活支援事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者に対し、当該支援事業に要した費用の一部を支給する（以下「地域生活支援給付」という。）。

2 前項に規定する給付の額は、現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額にかかわらず、通常要する費用として町長が規則で定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

3 前項の地域生活支援給付は、当該利用者へ支給すべき額の限度において、当該利用者へ代わり、当該事業のサービスを提供した者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いをしたときは、地域生活支援給付の支給をしたものとする。

(日常生活用具給付等事業に係る利用者負担上限)

第9条 前条第二項の規定のほか、利用者が同一の月に受けた日常生活用具給付等事業に係るサービスに要した費用の額の合計額から、前条第二項の規定により算定された当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付の合計額を控除して得た額が、規則で定める額を超えるときは、当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付の額は、同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え、百分の百に相当する額以下の範囲内において規則で定める額を支給することができる。

(不正利得の徴収)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援給付を受けた者がいるときは、その者から、その地域生活支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

2 町長は、当該事業のサービスを提供した者が、偽りその他不正の行為により地域生活支援給付の支給を受けたときは、当該事業のサービスを提供した者に対し、その支払った額を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第12条 利用者、利用者の保護者、利用者の配偶者若しくは利用者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

2 地域生活支援事業を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五万円以下の過料に処する。

3 受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

2 今別町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害者福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として今別町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 今別町障害者基本計画及び今別町障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 今別町地域活動支援センター機能強化事業実施要綱

(目的)

第1条 今別町地域活動支援センター機能強化事業（以下「事業」という。）は、障害者等が地域で安心して生活していくために、障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 地域活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 今別町地域活動支援センターかもめ（以下「支援センターかもめ」という。）
- (2) 位置 今別町大字今別字今別62番地12

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、今別町（以下「町」という。）とする。

(委託)

第4条 町は、事業の全部又は一部を、社会福祉法人又は特定非営利活動法人に委託することができる。

- 2 委託に係る経費及び条件等その他必要な事項は、町長が別に定める。

(利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、今別町内に居住する生活支援を必要とする身体障害者、知的障害者及び精神障害者とその家族とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、他の近隣町村に居住する障害者を対象とすることができる。

(職員)

第6条 事業の目的を達成するため、次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 指導員 2人

- 2 所長は、施設の管理及び指導員の指揮監督をする。

- 3 指導員は、利用者の作業指導及び生活指導等を行う。

(利用定員等)

第7条 支援センターかもめの利用定員は14人とし、1日当たり実利用人員はおおむね10人とする。

(開所時間及び休日)

第8条 支援センターかもめの開所時間は午前9時から午後4時までとする。

- 2 支援センターかもめの休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び祝祭日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、開所時間及び休日を変更することができる。

(設備等)

第9条 支援センターかもめには、創作的活動及び作業指導等に必要なスペースを確保するとともに、利用者の保健衛生及び安全確保並びに火災その他の災害に備え必要な設備を設けるものとする。

(費用の徴収)

第10条 事業の運営にかかる費用については、必要に応じて徴収することができるものとする。

(運営委員会)

第11条 事業の目的達成のため、今別町地域活動支援センターかもめ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、障害者の創作的活動又は生産活動についての作業内容及び指導方法等について協議し事業計画に反映させるものとする。
- 3 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(利用の申請)

第12条 支援センターかもめを利用しようとする者は、地域生活支援事業サービス利用申請書に主治医の意見書を添付して町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第13条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、地域生活支援事業サービス利用決定通知書により、申請を却下したときは、地域生活支援事業サービス利用却下通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査に際し必要と認めるときは、運営委員会の意見を求めるものとする。

(退所及び利用停止)

第14条 町長は、前条の規定により利用の決定を受けた者が次の各号に該当する場合は、退所を命じ、又は利用を停止することができる。

- (1) 自立の意欲に欠け、事業の目的に反すると認められるとき
- (2) 町長が管理上不適当と認めるとき

- 2 支援センターかもめを退所しようとする者は、町長に退所届を提出しなければならない。

(諸帳簿等)

第15条 支援センターかもめには、次に掲げる帳簿及び記録を整備し、常に事情を的確に把握しておかなければならない。

- (1) 利用者台帳
- (2) 利用者出勤簿
- (3) 作業日誌
- (4) 作業工賃支給簿
- (5) 製品受払簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な諸帳簿

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

4 今別町地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	氏名	所属等	備考
1	小川 義光	今別町社会福祉協議会	
2	嶋中 元	今別町地区総代連絡協議会	
3	大畑 恒子	今別町民生委員児童委員協議会	
4	奥崎 精一	今別町身体障害者福社会	
5	田中 とし子	今別町人権擁護委員	
6	嶋中 拓実	かもめ共同作業所	
7	遠田 剛洋	今別町教育課	
8	山崎 真直	今別町町民福祉課	

今別町
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発 行 令和6年3月

企画・編集 青森県今別町

〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別 167

T E L (0174) 35-2001

F A X (0174) 35-2298

U R L <http://www.town.imabetsu.lg.jp/top.php>